



# 金沢市公報

## 号外第7号

令和7年(2025年)5月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

### ◎ 目 次

ページ

#### ●規 則

- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (文書法制課) 1  
 ○金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則 (こども相談センター) 2

#### ●告 示

- 金沢市定額減税不足額給付金の支給に関する要綱制定について (福祉政策課) 3  
 ○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱の一部改正について (介護保険課) 6

## 規 則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

金沢市長 村 山 卓

#### ●金沢市規則第37号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
 (金沢市職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市職員就業規則(昭和24年規則第135号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
 (金沢市消防表彰規則の一部改正)

第2条 金沢市消防表彰規則(昭和25年規則第54号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
 (金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年規則第40号)の一部を次のように改正する。

様式第35号中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。  
 様式第42号中「懲役又は禁錮の刑」及び「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。  
 (金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。  
 (金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
 (金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市地方競馬実施条例施行規則(昭和52年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第67条第16号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
 (金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則の一部改正)

第7条 金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則(昭和55年規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
 (金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第8条 金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成8年規則第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部改正)

第9条 介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（平成11年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号、第8条の2第2項第2号の2及び第9条の2第2項第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第10条 この規則の施行前にした行為の処罰の適用については、なお従前の例による。

2 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第11条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第12条 この規則の施行の日前に交付された第3条の規定による改正前の金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則様式第42号の書式による遺族年金証書は、同条の規定による改正後の金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則様式第42号にかかわらず、なおその効力を有する。

(金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第13条 この規則の施行前にした行為に係る第4条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則第17条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役の刑」とする。

(金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第14条 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。

(金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第15条 この規則の施行の際現に存する第7条の規定による改正前の金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則様式第1号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第16条 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合、第8条の規定による改正後の金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則第2条第1号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。

(難則)

第17条 第10条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

金沢市長 村山卓

**●金沢市規則第38号**

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第6条の8第1項第2号中「第33条第8項」を「第33条第17項」に、「同条第9項」を「同条第18項」に改め、

同項第3号中「第33条第10項又は第11項」を「第33条第19項又は第20項」に改める。

(金沢市児童相談所長事務委任規則の一部改正)

第2条 金沢市児童相談所長事務委任規則(平成18年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ソ中「第33条第9項」を「第33条第18項」に改め、同号タ中「第33条第11項」を「第33条第20項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

---

告 示

---

**●金沢市告示第193号**

金沢市定額減税不足額給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和7年5月30日

金沢市長 村 山 卓

金沢市定額減税不足額給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定額減税不足額給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定額減税不足額給付金 本市が定額減税調整給付金の支給額に不足が生じる者等に対して支給する給付金をいう。
- (2) 定額減税調整給付金 金沢市定額減税調整給付金の支給に関する要綱(令和6年告示第177号)による定額減税調整給付金をいう。
- (3) 定額減税 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号)及び地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく定額による特別税額控除をいう。

(支給対象者)

第3条 定額減税不足額給付金(以下「不足額給付金」という。)の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、令和7年1月1日時点で、本市に住所を有する者(本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法の規定による県民税所得割又は市民税所得割(以下「個人住民税所得割」という。)が課される者を含む。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、所得税法上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

- (1) ア及びイに掲げる金額の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)がウに掲げる金額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納稅義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。)を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額(地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。)を差し引いた額

ウ 定額減税調整給付金(以下「調整給付金」という。)の額(調整給付金の辞退等をした者にあっては調整給付金の辞退等をしていなければ受給していた額とし、調整給付金の支給の対象外であった者にあっては零とす

る。)

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 第1項第1号アに掲げる額は、本市が給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税の課税の情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 調整給付金の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(2) 令和7年告示第75号（金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱の廃止について）による廃止前の金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱（令和5年告示第170号）による住民税非課税世帯等に対する追加緊急支援給付金、均等割のみ課税世帯緊急支援給付金、令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金及び住民税所得割非課税世帯等緊急支援給付金の支給対象世帯の世帯主又は世帯員（受給権者）

第4条 不足額給付金の受給権者（以下「受給権者」という。）は、前条における支給対象者とする。

（支給額）

第5条 第3条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いて得た額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを零とする。

2 第3条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。

3 第3条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、原則として、4万円から、定額減税、既に給付を受けた調整給付金及び同項第1号に該当する者として支給される不足額給付金の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする。

4 第3条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、不足額給付金の金額の算定等の事務処理を進める日は、令和7年6月2日とする。

（特定支給対象者に対する不足額給付金の支給の申込み等）

第6条 市長は、支給対象者のうち次の各号に掲げるいずれにも該当する者（以下「特定支給対象者」という。）に対し、不足額給付金の支給の申込みを行う。

(1) 調整給付金を受給した者

(2) 本市において第3条第1項第1号に掲げる支給要件を満たすことについて確認することができた者

2 特定支給対象者は、前項の申込みを受けた際、不足額給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、特定支給対象者に対し、不足額給付金を支給する。

4 特定支給対象者に対する不足額給付金の支給は、第1号、第3号又は第4号に掲げる方式により行うものとする。ただし、第1号に規定する口座等の解約等をしており、不足額給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる方式により行うものとする。

(1) 調整給付金口座振込方式（調整給付金の振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）

(2) 指定口座振込方式（市長が別に定める日までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式をいう。）

- (3) 調整給付金窓口現金受領方式（調整給付金を窓口現金受領方式で受給した者に、市の窓口で現金を交付する方式をいう。）  
(4) 調整給付金現金書留送付方式（調整給付金を現金書留送付方式で受給した者に、現金書留により現金を送付する方式をいう。）  
(確認書による支給等)

第7条 市長は、不足額給付金に係る支給対象者のうち市長が別に定める者（以下「確認支給対象者」という。）に対し、支給対象者の要件、不足額給付金の支給の方法その他不足額給付金の支給について必要な事項を確認するため、市長が別に定める確認書（以下「確認書」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 確認支給対象者が不足額給付金の支給を受けようとするときは、市長に確認書を提出しなければならない。  
3 前項の規定により確認書を提出した者（以下「提出者」という。）に対する不足額給付金の支給は、確認書により確認した方式により行うものとする。  
4 提出者に対する不足額給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。この場合において、第2号及び第3号に掲げる方式は、提出者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な事由があるときに限り行う。  
(1) 指定口座振込方式（提出者が確認書を市長に提出することにより、当該提出者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）  
(2) 窓口現金受領方式（提出者が確認書を市長に提出することにより、市の窓口で現金を交付する方式をいう。）  
(3) 現金書留送付方式（提出者が確認書を市長に提出することにより、現金書留により現金を送付する方式をいう。）

(確認書の提出受付開始日及び確認書の提出期限)

第8条 不足額給付金の支給の確認書の提出に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 確認書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和7年10月31日とする。

(代理による確認書の提出)

第9条 代理人（代理により第7条第2項の規定による確認書の提出をすることができる者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）  
(2) 親族その他の平素から受給権者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの  
2 代理人は、確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載をするものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。  
3 市長は、代理人が第1項第1号及び第2号の者である場合にあっては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給決定及び支給)

第10条 市長は、第7条第2項の規定により提出された確認書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、不足額給付金の支給を決定し、当該受給権者に対し、不足額給付金を支給する。

(不足額給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、支給対象者の要件、確認書の提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(確認書の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 第8条第2項の期限までに確認書の提出を行わない者は、不足額給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第10条の規定により不足額給付金の支給の決定を行った後、確認書の不備による振込不能その他受給権者の責めに帰すべき事由により不足額給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該確認書の提出が取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により不足額給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った不足額給付金の返還を求めるものとする。

2 不足額給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申し立てがなされ、当該給付を支給する場合は、不足額給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 不足額給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### ●金沢市告示第194号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱（平成28年告示第341号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

金沢市長 村山 卓

第9条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

令和7年(2025年)5月30日 発行 発行人  
発行所  
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市  
金沢市役所  
(株)共栄